

天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第27号

天理市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

天理市国民健康保険条例施行規則（昭和34年8月天理市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第14条中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附則第2項中「令和3年12月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。